

2019年9月1日改定
2020年2月1日改定
2020年9月17日改定
2021年1月1日改定
2024年9月1日改定
2025年12月11日改定

ホツマインターナショナルスクール大阪校 生徒納付金返金規定

(目的)

第1条 本規定は、本校の学則で定めたコースの入学及び在学にあたり生じた納付金につき、やむを得ない事情で入学及び在学の継続ができなかった場合の返金基準及び方法について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定における納付金は次のとおりとする。

- (1) 入学検定料(選考料)
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) 教材費・課外活動費
- (5) 入寮金（入寮希望者のみ）
- (6) 寮費（入寮希望者のみ）

(入学検定料（選考料）)

第3条 在留資格認定証明書の交付又は不交付にかかわらず、本校が在留資格認定証明書交付申請の手続きをした後は、入学検定料（選考料）の返還をしない。

2 前項の場合に、当該留学希望者が入学検定料（選考料）を未納の場合には、本校は別途請求することができる。

(入学金)

第4条 本校が入学許可を表明した後に入学金の納付があった場合には、入学金は返還しない。

(授業料)

第5条 授業料は、キャンセルの時期及び理由によって、本規定に定める基準による解約手数料を差し引いた金額を返金するものとする。

(教材費・課外活動費)

第6条 教材費・課外活動費は、キャンセルの時期及び理由によって、本規定に定める基準による解

約手数料を差し引いた金額を返金するものとする。ただし、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。

(入寮費)

第7条 入寮費は、入寮申請書で定めたキャンセル期限を過ぎた後においては返金しない。

(学生寮寮費)

第8条 入寮申請書内で定めるキャンセル期限内に入寮を辞退したときは全額返金する。

2 入寮申請書内で定めるキャンセル期限を過ぎて入寮を辞退した場合には以下のとおりとする。ただし、控除後の残金がない場合は返金を要しない。

(1) 入寮予定日前に入寮を辞退したとき

納付済みの寮費から1カ月分の寮費を控除する。

(2) 入寮予定日を過ぎて入寮を辞退したとき

納付済みの寮費から、入寮予定日から辞退日の属する月までの月数に1カ月を足した月数に相当する寮費を控除する。

(3) 入寮後に退寮したとき

原則として返金しない。ただし、疾病その他のやむを得ない理由による退学（懲戒処分 of 退学、除籍処分は含まれない）の場合に限り、本校の判断により、退学月の翌月分までの月数の寮費を控除した残額の80%を限度として返金することができる。

(4) 入寮が遅延したとき居住予定期間の返金はしない。

(査証が発給されなかったとき)

第9条 在外公館により査証の発給がなされなかったときは、授業料は全額返還する。ただし、在外公館により査証の発給がされなかったことの証明及び本校への入学許可証の返却を条件とする。

入学検定料(選考料)	返金しない
入学金	返金しない
授業料	全額返金
教材費・課外活動費	全額返金 但し、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝納付済額－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は返金しない。
寮費	全額返金

(入寮希望者のみ)	但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は1か月分の寮費を差し引いた金額とする。 ※キャンセル期限を過ぎた後 返金額＝納付済額－1か月分
【返金条件】	・在外公館による査証発給不許可の通知書 ・本校への入学許可証の返却

(入学辞退・入国前)

第10条 留学希望者が入国前に入学辞退をした場合は、以下の通りとする。

(1) 原則

納付済みの授業料と教材費・課外活動の80%を返金する。ただし、本校への入学許可証及び在留資格認定証明書の返却、査証発給後は査証発給の取消確認資料の確認を条件とする。

入学検定料(選考料)	返金しない
入学金	返金しない
授業料	納付済み授業料の80%を返金する。
教材費・課外活動費	納付済みの費用の80%を返金する。ただし、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝(納付済額×80%)－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は返金しない。
寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は1か月分の寮費を差し引いた金額とする。 ※キャンセル期限を過ぎた後 返金額＝納付済額－1か月分
【返金条件】	・本校への入学許可証の返却 ・本校への在留資格認定証明書の返却（査証発給後は査証発給の取消確認資料の確認）

(2)例外：やむを得ない事情があると本校が認めたとき

授業料は全額返金する。ただし、本校への入学許可証及び在留資格認定証明書の返却、査証発給後は査証発給の取消確認資料の確認を条件とする。

入学検定料(選考料)	返金しない
------------	-------

入学金	返金しない
授業料	全額返金
教材費・課外活動費	全額返金 但し、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝納付済額－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は返金しない。
寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は１か月分の寮費を差し引いた金額とする。 ※キャンセル期限を過ぎた後 返金額＝納付済額－１か月分
【返金条件】	・やむを得ない事情があると本校が認めること ・本校への入学許可証の返却 ・本校への在留資格認定証明書の返却（査証発給後は査証発給の取消確認資料の確認）

（入国後の入学辞退）

第11条 本校の入学許可をもって査証の発給を受けて入国した者が、入国後に入学辞退をした場合には、原則として返金しない。もっとも、入学辞退にやむを得ない事情があることを本校が確認し、留学希望者が本校の入学許可証を返却し、速やかに帰国したことが確認できた場合には、納付済みの授業料と教材費・課外活動費の８０％を返金する。ただし、入学辞退の意思表示が入学予定日より遅延した場合には、入学辞退日の属する月までの授業料は返金しない。

入学検定料(選考料)	返金しない
入学金	返金しない
授業料	納付済み授業料の８０％を返金する。
教材費・課外活動費	納付済みの費用の８０％を返金する。ただし、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝（納付済額×８０％）－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	（キャンセル期間経過後にあたるため） 返金しない
寮費	（キャンセル期間経過後にあたるため）

(入寮希望者のみ)	(1)入寮予定日前に入寮を辞退したとき 1カ月分の寮費を控除した額 ※返金額＝納付済額－1カ月分 (2)入寮予定日経過後に入寮を辞退したとき 入寮予定日から辞退日の属する月までの月数に1カ月を足した月数に相当する寮費を控除した額 ※返金額＝納付済額－（月額寮費×（入寮予定日から辞退日までの月数＋1カ月））
【返金条件】	・入学辞退がやむを得ない事情によるものであることの本校の確認 ・本国の入学許可証の返却 ・本校の入学許可をもって査証の発給を受けて来日した生徒の場合には、生徒がすみやかに帰国したことを本校が確認したこと

3 別途の査証の発給を受ける必要の無い者が入学辞退をした者については、授業料と教材費・課外活動費の80％を返金する。ただし、入学辞退の意思表示が入学予定日よりも遅延した場合には入学辞退の意思表示の日の属する月までの授業料は返金額から控除する。

入学検定料(選考料)	返金しない
入学金	返金しない
授業料	納付済み授業料の80％を返金する。
教材費・課外活動費	納付済みの費用の80％を返金する。ただし、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝（納付済額×80％）－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は返金しない。
寮費 (入寮希望者のみ)	全額返金 但し、入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後は以下の通りとする。 (1)入寮予定日前に入寮を辞退したとき 1カ月分の寮費を控除した額 ※返金額＝納付済額－1カ月分

	(2)入寮予定日経過後に入寮を辞退したとき 入寮予定日から辞退日の属する月までの月数に1カ月を足した月数に相当する寮費を控除した額 ※返金額＝納付済額－（月額寮費×（入寮予定日から辞退日までの月数＋1カ月））
【返金条件】	・本校への入学許可証の返却

(退学)

第12条 校長が退学（懲戒処分による退学、除籍処分を除く）を認めた者に対しては、授業料を納付済みの月数から、退学日の属する月までの月数を控除した残りの月数（以下「未消化月数」という。）を算出し、未消化月数が1月以上ある場合には、1カ月分の授業料（注1）に未消化月数を乗じた金額の80％を返金するものとする。ただし、本校の入学許可をもって査証の発給を受けて来日した生徒の場合には、生徒がすみやかに帰国したことを本校が確認したことを条件とする。

入学検定料(選考料)	返金しない
入学金	返金しない
授業料	未消化月数の授業料の80％を返金する。 ※返金額＝月額授業料×未消化月数×80％
教材費・課外活動費	納付済みの費用の80％を返金する。ただし、交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用は返金しない。 ※返金額＝（納付済額×80％）－交付済みの教材及び消化済みの課外活動の費用
入寮費 (入寮希望者のみ)	返金しない。 入寮申請書内で定めたキャンセル期限を過ぎた後のため
寮費 (入寮希望者のみ)	返金しない。 ただし、疾病その他のやむを得ない理由による退学の場合に限り、本校の判断により、退学月の翌月分までの寮費を差し引き残りの80％を限度として返還することがある。 ※返金額＝納付済額－（月額寮費×（入寮予定日から退去月までの月数＋1カ月））
【返金条件】	・未消化月数が1月以上残っていること

	・本校の入学許可をもって査証の発給を受けて来日した生徒の場合 には、生徒がすみやかに帰国したことを本校が確認したこと
--	---

(来日遅延・入学遅延)

第13条 来日又は入学の遅延は、いずれも納付金を返還しない。また、入寮を希望していた場合、来日の有無にかかわらず予定していた居住期間分は納入しなければならない。

(休学)

第14条 休学は原則として返金の理由とならないが、休学期間中のやむを得ない事情がある退学と本校が認めたときに限り第12条に則り返金することができる。

(請求方法)

第15条 返金の請求は、本校所定の書式によって行う。入学申込時に仲介機関を利用した場合には、仲介機関を通じて返金を請求するものとする。

(返金期日・不入国の生徒に対する返金)

第16条 不入国の生徒に対する返金は、入学許可書の返却と在外公館の査証発給不許可の通知書または査証発給の取消確認資料を学校が確認した後から1ヶ月以内に海外送金等をもって行う。ただし、生徒の振込先が定まらない等、本校の帰責性なく返金に支障がある場合はその限りとししない。

(返金期日・本校の入学許可で査証の発給を受けた生徒に対する返金)

第17条 本校の入学許可をもって査証の発給を受けて来日した生徒に対する返金は、当該生徒の帰国が確認された後、1ヶ月以内に海外送金等をもって行う。ただし、生徒の振込先が定まらない等、本校の帰責性なく返金に支障がある場合はその限りとししない。

(返金期日・査証発給不要の生徒に対する返金)

第18条 別途の査証の発給を受ける必要の無い者で、入学辞退または退学した生徒に対する返金は、本校所定の入学拒否または退学の書類を提出後1ヶ月以内に振込等をもって行う。ただし、生徒の振込先が定まらない等、本校の帰責性なく返金に支障がある場合はその限りとししない。

(海外送金手数料・振込手数料)

第19条 海外送金手数料、振込手数料は生徒の負担とし、返金金額の中より控除して支出する。

(免責事由)

第20条 次の各号の事由のあるときは、本校の返還義務は免責されるものとする。

(1) 強制送還、懲戒処分での退学又は除籍処分となったとき

(2) 自然災害、感染症、戦争、騒乱等の影響により休校を余儀なくされたとき

付記：【2025年12月11日現在】

注1) 1か月あたりの授業料は6万円である。

注2) 2024年度以前に入学した生徒の1か月あたりの授業料は5万5000円となる。

注3) 1か月あたりの寮費は2万3000円である。